

令和8年3月27日

静岡県熱海市「別荘等所有税」の新設（更新）

静岡県熱海市から協議のあった法定外普通税の新設（更新）について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設（更新）される熱海市別荘等所有税の概要は以下のとおりです。

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税（法定外普通税）
課税客体	主として保養の用に供する家屋又はその部分等（以下「別荘等」という。）
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650 円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（平年度）約 528,494 千円
課税免除等	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	（平年度）約 16,032 千円
課税を行う期間	5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

- ・ 令和7年12月17日 熱海市議会にて条例案可決
- ・ 令和7年12月18日 総務大臣協議
- ・ 令和8年3月27日 総務大臣同意
- ・ 令和8年3月31日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。